

住宅確保要配慮者のすまい探し協力店について

建築住宅課

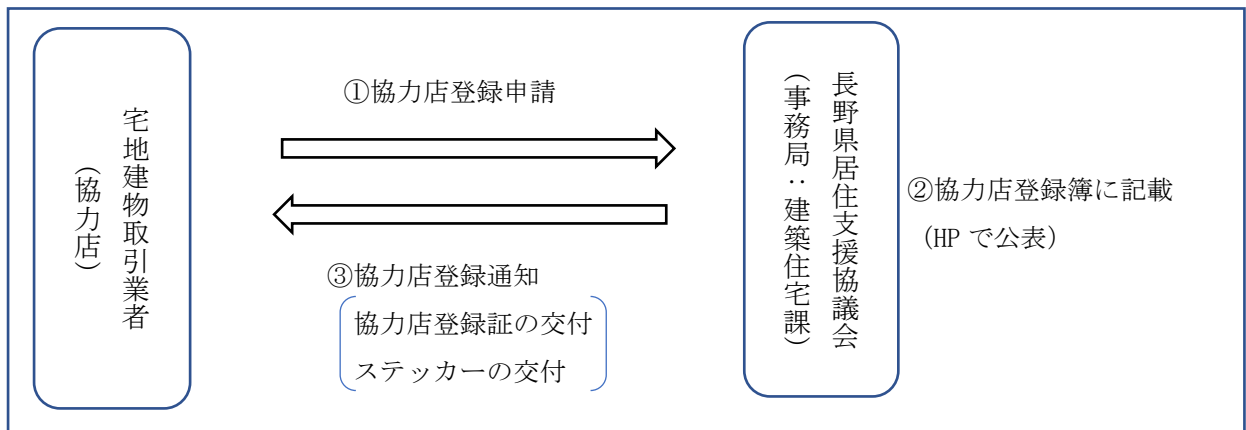
1 事業の概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい探しをサポートする宅地建物取引業者を県ホームページ等で協力店として広く情報発信する。

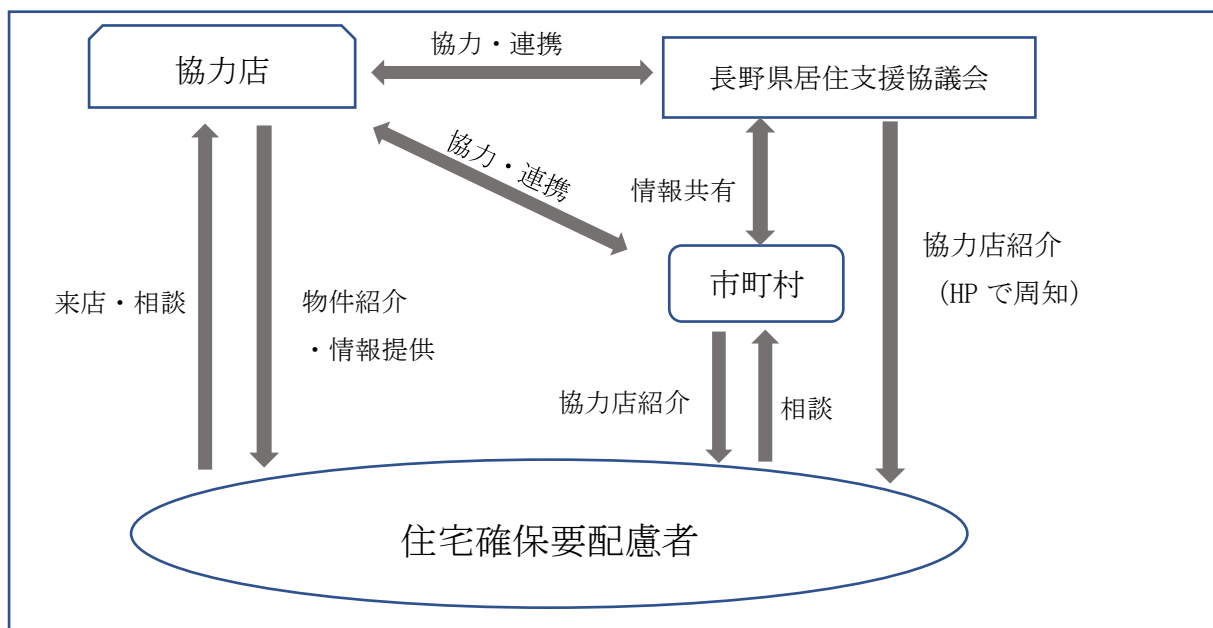
2 事業の効果

- ① 住宅確保要配慮者の住宅確保の相談先が増える。
- ② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居機会が増える。
- ③ 協力店は、住宅確保要配慮者に寄り添った対応をする不動産店としてPRできる。
- ④ 市町村が具体的に情報を持った不動産店を紹介できる。

3 協力店登録の流れ



4 相互協力イメージ



住宅確保要配慮者のすまい探し協力店 登録制度概要

1 長野県居住支援協議会の役割

協力店登録事務及び登録情報の管理と各種情報の提供を行い、本制度の推進を図る。事務局は、協力店に登録された事業者をホームページに掲載する等の情報発信を行い、会員のうち不動産関係団体は、それぞれの会員企業に本制度の周知及び協力の呼びかけを行う。

2 協力店の役割

要配慮者から電話または来店により相談があった場合に、住宅確保要配慮者であることやその属性を理由に拒否することなく窓口対応を行い、要配慮者の実状に応じた居住に関する支援サービスの説明及び情報提供に努める。また、必要に応じて行政（県・市町村）や福祉関係団体と連携して対応する。

3 協力店の登録

- (1) 協力店として登録を行おうとする宅地建物取引業者は、協議会へ申請。
- (2) 協力店は次に該当する宅地建物取引業者。
 - ① 宅地建物取引業法の免許を取得している。
 - ② 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けていない。
- (3) 協議会は協力店をホームページで公表する
- (4) 協議会は協力店に登録証を交付する。

4 登録の削除

協力店から登録削除の届出があったときや、協力店の役割を果たしていないとき又は要配慮者に対して不誠実な対応を行ったときは、協力店の登録を削除することができる。

5 協力店の表示

協力店は、協議会が貸与するステッカーを事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

○ステッカーイメージ

長野県居住支援協議会

だれでも安心

住まい探しの
協力店

長野県 PR キャラクター

「アルクマ」

©長野県アルクマ



長野県